

2016年が始りました。

昨年は、安保法制をはじめ、マイナンバー制度の施行、派遣法制の改悪、TPPなど、國のあり方や私たちの生活に大きな影響を与える極めて重要な法制度が、多くの國民の意思を反映しない状態のまま、政府によって実行に移されました。みずからの人権と平和を守りたいと願う人びとにとって大きな向かい風が吹く結果となりましたが、この逆風は、國民全体、とりわけ、これまであまり大きな声を上げることがなかった若者たちに、民主主義とは何かを考え、おかしいことをおかしいと社會に発信することに導く強烈なエネルギーを与えました。

たたかいは、これからです。所員一同、逆境に立たされた憲法と民主主義の理念を護る活動を、ねばり強く続けていきます。

また、地域に根ざすことをモットーとした法律事務所として、足下をおろそかにすることのないよう、地域のみなさまからのご依頼に全力を傾け、充実した法律サービスを提供できるよう、研鑽を続けて参ります。

本年も、引き続きご支援、ご指導を賜りますよう、何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

運営委員長 弁護士 斎藤耕平

# 埼玉東部法律事務所

Saitama Tobu Law Office

埼玉東部法律事務所

〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

2016.1 vol.39



弁護士 佐々木新一  
弁護士 山越 悟  
弁護士 池永 知樹  
弁護士 川崎 慎一  
弁護士 田中 浩介  
弁護士 斎藤 耕平

弁護士 小木 出  
弁護士 北川 浩司  
弁護士 野口 千晶  
弁護士 根本 明子  
弁護士 富田 亮  
事務局一同

## CONTENTS

弁護士近況／安保法制成立後に思うこと／  
マイナンバー制度の学習会を担当して／労働問題対談／  
事務局紹介／法律相談のご案内

今年もよろしく  
お願いします。



**弁護士 佐々木新一**  
Sasaki Shinichi

安保法が通過する何日間か国会前にいきました。実は1960年6月18日にも国会にいきました。それから50数年いろいろあったのですが、要するに私はまだ元気ということです。若い人たちの発言を聞きながら「確かに自分の感性で話しているな」と思いました。希望をつなぐ。そういう事なのでしょうね。弁護士になる前に地方公務員も経験しましたがそのとき職場の先輩が、「新よ。俺はもうじき不惑だよ」と言いました。語るテーマといふと氣障と見せないしゃれっ気といふ新鮮なショックを受けたものです。不惑を優に超え間違いなく古稀を迎えるとしてあの知的な風貌に到底及ばない未熟者です。枯れきれない不器用なところが取り柄といえば取り柄。あと少しお付き合い下さい。

### 夢（路）の途中



**弁護士 山越 悟**  
Yamakoshi Satoru

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。ついに還暦を迎え、この言葉が新鮮です。一年一年が大事になると思います。

さて、これまでいくつかのテーマを考えてきたつもりですが、完結せずあやふやです。根拠を探れば無限後退に陥るとも言いますので、能力と性分の限界も考え、やむをえないことにしています。講師等で好きなことを言ってご迷惑をおかけしていることに多少の自覚があります。なお、私にとっては、「おもしろかった。」がうれしい言葉です。なかなかありませんが。

最近気になっているのは、「地獄への路は善意で敷き詰められている。」という言葉です。誰が言ったのか分かりません。全ての人が善意ということはあり得ないとすれば、確かに地獄への路でしょう。善意の中身が人によって異なれば、善意と思っている分地獄的になりかねません。でも悪意が良いということでは決してないので難しい。道徳と政治は段階的にということでしょうか。

### 確かなリーガルサービスの提供に向けて



**弁護士 池永 知樹**  
Ikenaga Tomoki

成長と安定の時代から不確かな時代に向かう中で、たとえば中小企業経営者は、歴史的に、不確かな時代にどのように格闘してきたのか。経済学者のシュムペーターは、これを「所有者が、『自分の』工場およびその支配のために、経済的、肉体的、あるいは政治的にたたかい、必要とあらばそれを枕に討ち死にしようとするほどの意志」と激しく描写しています。緊張感としんどさがありますが、しかし、シュムペーターは、この緊張感を伴う企業家精神こそが、新たなモノと価値を産み出すイノベーションの源泉であると述べています。そうすると、成長と安定の長期持続は、(その表面のありがたさとは裏腹に)水面下では企業家精神を徐々に弛緩させており、いずれ将来の不確かさに直面しなければならないサインであったともいえます(わが国の戦後の成長と安定の長期持続も、いずれ不確かさに直面しなければならないサインであったともいえます)。

かくして不確かな時代を迎えた今、緊張感を伴いますが、そのような時代であるからこそ、皆様に確かなリーガルサービスを提供すべく、日々精進していく所存です。本年もよろしくお願ひいたします。

### 不招請勧誘の規制を



**弁護士 川崎 優一**  
Kawasaki Shinichi

突然、訪問を受けたり、電話が架かってきて、リフォーム工事やソーラーシステムなどの勧誘をされたことはないでしょうか。頼みもしないのに、勝手にやってくる訪問・電話勧誘販売を不招請勧誘といいます。

訪問販売や電話勧誘販売は、特定商取引法によって規制されていますが、現行法では、一度断ったにもかかわらず勧誘を継続することだけが禁止されています。しかし、これでは、強引な勧誘で契約書をつくってしまえば、断ったかどうかは言った言わないの水掛論になってしまいます。これに対して、「訪問販売お断り」のステッカーを掲示したり、電話勧誘拒否の登録をしたりして、事前に勧誘を拒否している人への勧誘を禁止すれば、強引な勧誘や悪質な勧誘を防ぐことができます。

特定商取引法を改正して、のぞまない勧誘を事前に拒否できる制度を導入すべきだと考えています。

### 事件が終わったら



**弁護士 田中 浩介**  
Tanaka Kosuke

事務所の先輩を見習って、かなり以前から、自分が関わっている事件の裁判書（民事家事事件の判決、決定等）を、年ごとにファイルにまとめています。汗と涙の結晶、という言い過ぎですが、事件に取り組んだ結果、ではあります。悠然と流れる川（京都の鴨川でも、越谷の元荒川でも）は、四季折々の無常を映し出しているといわれることがあります。裁判書は、裁判官の無情を映し出しがあるかもしれません（もちろん、逆のこともあります）。読み返してみると、年月を重ねるほどには、弁護士力が積み重なっていないことも分かります…。

ともあれ、裁判書がファイルに綴じられるということは、たいていの場合、事件が終わった、一区切りついたということでもあります。さて、この事件あの事件で、あなた（田中）の弁護活動には、いかほどの実りがあったのでしょうか…？ 事件が終わってから反省するがないようにしたいものです。

そのような次第で、健康に留意して、そのほかいろいろ努力して、またファイル1冊、今年もがんばりたいと思います。

### 変化の一年に



**弁護士 斎藤 耕平**  
Saito Kohhei

昨年10月で、弁護士10年目を迎えるました。

5年目のときにも同じようなことを考えていたような気がしますが、以前と比べて、人としての器が数リットル分大きくなつたとか、超常的な特殊能力が身についたとか、なにがしかの変化があったという自覚があまりありません（人生の重荷が増えたような気はしますが…）。

仕事に対する取り組み方は若干変わったかも知れません。以前は、目の前の仕事をがむしゃらにこなしていくのが精一杯でしたが、最近は、相談者の方の話をいろいろな角度から見直してみようという気持ちが生まれてきました。ひとつの立場からだと、ものの見方がどうしても固定化してしまうので、自戒の意味を込めて実践しています。それで仕事の能率が上がったというわけでもないのですが。

事務所とは別に斎藤個人のウェブサイトを作成したり、ひと駅分は歩いて移動するようにしてみたり、苦手だったザーサイが食べられるようになったり、小学校のPTA役員になってみたり、人から見たらほんとうにどうでもよいことが変化と言えば変化かもしれません。こういった些細な変化が、ひとつすると、そこから人との出会いや、新しいアイデアに繋がって、将来の大きな変化をもたらすことがあるかも知れないな、とも思います。

ザーサイはたぶん関係ないでしょうけれど。

法教育の実践に  
参加して

弁護士 小木 出

Ogi Izuru

埼玉弁護士会には、「人権のための法教育委員会」という委員会があり、私はこの委員会活動に参加しています。

「法教育」とは、耳慣れない言葉かと思いますが、広く市民を対象として、各個人に保障されている人権を尊重するため、これを目的とする法の理念を理解してもらうとともに、自ら及び他者の人権を守るために方法についても学んでもらう教育のことをいいます。

具体的には、小学校に弁護士数人が直接出向き、子どもたちを4~6人のグループに分けて、グループ毎に、学校における身近な問題について話し合いを行います。先日は、「学校図書館にマンガを入れるはどうしたらよいか」について、話し合いました。

法教育の実践の一番の醍醐味は、子どもたちとのやりとりです。頭の柔らかい子どもたちの自由な発想には、はっとさせられますことがあります。きらきらした目をした子どもたちとのやりとりは、通常業務とは異なる一服の清涼剤です。

この実践を続けることで、子どもたちが不当な人権侵害に対して声を上げることができるようになったり、非行に走ることを思いとどまつたりしてくれたらしいなと思っています。

## 後生の一大事



弁護士 北川 浩司

Kitagawa Koji

「朝には紅顔ありて、夕には白骨となる身なり」。蓮如上人の「白骨のお文」の一節です。死んでしまえばただ白骨が残るのが人の真実、だから浮き世の無常に心奪われずに後生の一大事を心にかけて念仏しなさい、と説きます。

阿弥陀仏に信心する境地には達しませんが、私も数え年で四十を超えて、人生の後半を終着点から遡って構想してみようかという感慨をもつようになりました。

手始めに、今年は、自分の遺言書を作ってみたいと思います。若く元気なうちに作らなければ意味がないのが遺言書であり、気が変わったらいくらでも新たに作れば良い（抵触する前の遺言が自動的に失効する）のですからためらう必要もありません。

私は、全文、日付、氏名を自署する「自筆証書遺言」で作るつもりですが、この方式は形式ミスでせっかくの遺言書が無効になるリスクが大きく、法的文書に自信のある方以外お勧めしません。公証役場で作ってもらう「公正証書遺言」なら、形式面の心配がなく検認も不要など長所が多いのですが、そもそも「公証役場」の場所も分からぬ方が多いかと思います。弁護士がサポートすることもできますのでご相談ください。

## 今年こそは



弁護士 野口 千晶

Noguchi Chiaki

昨年は、厄年か？と思うほど、体に異変がありました。動けないことの大変さについて、身を持って知りましたが、そのためには、お客様には大変ご迷惑をおかけいたしました、申し訳ございませんでした。

弁護士をさせていただくようになって、早いもので、7年目に入ろうとしていますが、自分の体がそれほど丈夫ではなかったことを忘れるほどに、仕事をさせてもらっていたのだと、今回、体を壊して実感しています。

高知県にいたときは、年に1、2回は点滴を打っていたことを思い出しますが、昨年は、内臓というよりも、外臓の異変であったため、外臓の不調には、点滴のような即効薬がないんだな～と感じています。

急ブレーキの怖さを痛感した年でしたので、急ブレーキをかけないで済むように、自分の体を安全運転するよう、今年は心がけたいと思っています。

みなさまが、体も心も穏やかに日々の生活を送れますことをお祈り申し上げます。

## 結婚と名字



弁護士 根本 明子

Nemoto Akiko

この原稿を書いているのは2015年11月のことです。報道では、翌月（2015年12月）に、夫婦別姓の制度について、最高裁判所が是非の判断を下すとのことです。

私は、結婚して、名字を変えました。「根本」というのは旧姓で、日弁連に届出をした上で、仕事上、旧姓を使い続けています。もし、仕事上も名字を変えるとしたら、印鑑や銀行口座の名義などを変えなければなりませんし、お客様や関係機関にもお知らせしなければなりません。とても対応できないので、旧姓を使うことにしました。それでも、仕事上、本名での身分確認証を提示する必要がある場合は、弁護士の私と本名の私とをつなぐ資料を出さなければならない不都合は残っています。

自身は、あまり名字にこだわりではなく、結婚で名字を変えることに抵抗はありませんでした。しかし、名字にアイデンティティを感じる人の気持ちは、理解できます。家族は名字でつながっているのではないかと思います。

最高裁判所の判断は、どのようなものになったのでしょうか。

## 埼玉を知る



弁護士 富田 亮

Tomita Ryo

最近、埼玉県という県をもっと知りたいという気持ちが湧いてきました。私は、もともとは埼玉県で生まれたわけでもありませんし、育ったわけでもありません。幼少の頃は、まさか自分が埼玉県に住むということを考えたことがありませんでした。埼玉で弁護士をしていると、やはり埼玉県内の事件が多いです。縁あって埼玉という地に居座ることになりましたが、弁護士になってからは、さらに埼玉県という県を意識するようになったと思います。本屋さんに行くと、埼玉県の歴史や観光スポット、雑学に至るまで、埼玉県について詳しく書かれた本を多く見かけるようになりました。埼玉県についてもっと知りたいというニーズが多いのかな…などと思ってしまいましたが、私も何冊か購入して、できれば埼玉県内のいろいろな所に足を運んで、埼玉県への愛着を深めたいと思っています。

女性のための  
女性弁護士による  
法律相談を  
始めました

女性相談者を対象に、女性弁護士が法律相談を行います。相談日は、下記の通りです。

ご希望の方は、お電話にてご予約ください。

なお、日程は、弊所ホームページでもお知らせする予定です。

## 【相談日】

**1月： 7日(木)、14日(木)  
18日(月)、25日(月)**

**2月： 4日(木)、8日(月)  
18日(木)、22日(月)**

(3月以降は、弊所ホームページにてお知らせいたしますのでご確認ください。)

※時間は、いずれの日も、

①午前10時～10時30分、  
②午前11時～11時30分

です。

# 特集 1

## 安保法制成立後に思うこと



1

一連の安全保障関連法案が成立した2015年は、まさに、日本の立憲主義の歴史に大きな打撃を与える年となりました。

しかしながら、そこに至る過程で、多くの市民の中から強く大きな力が沸き上がっていました。これは、日本を戦争で殺し殺される国にしたくないという、平和を願う人びとの心の底からの意志でした。

2

私たちの所属する埼玉弁護士会では、とくに2014年度以降、集団的自衛権行使容認の閣議決定反対の姿勢を強く打ち出し、JR浦和駅近辺を中心に、昼休みや夕方のパレード、市民集会、学習会等を繰り返し実施するとともに、また、日弁連などが主催する集会や街宣行動等に対しても、積極的に関与する姿勢を打ち出していました。とくに、2014年7月31日にはなかにし礼氏と青井未帆氏、12月4日には山田洋二氏と植野妙美子氏、2015年5月21日には高遠菜穂子氏、柳沢協二氏、長谷部貴俊氏らを招いたそれぞれの市民集会では、参加予定人数を遥かに超える参加者が集まり、成功を収めました。

3

それだけではありません。いわゆる「オール沖縄」の活動を埼玉でも実現したいとの思いから、2014年、弁護士、大学教授、医師、市民団体、アーティストなど、あらゆる分野から呼びかけ人が集まり、「集団的自衛権行使容認した閣議決定の撤回を求めるオール埼玉総行動実行委員会」が結成されました。私が所属する自由法曹団埼玉支部も幹事団として名を連ね、私も副委員長として運営に参加しました。

オール埼玉総行動として初の企画である、小森陽一氏を招いての2015年2月3日「いのち 平和 憲法9条 2・3埼玉大集会」には、1600名近くの市民が参加し、ホール内に観客が入りきれず、ロビーにまで人があふれる事態となりました

当時の活動の集大成としての2015年5月31日「オール埼玉総行動」では、会場の北浦和公園に1万人以上が集結し、その参加者のおののが「9条こわすな」「戦争させない」のカードを掲げる様子が、各方面で大々的に報道されました。埼玉では過去最大規模の集会でした。運営側として様々な課題を残すこととなりましたが、結果としては大成功と評すべきだと思います。このような地方の市民団体の集会に、日弁

弁護士 斎藤 耕平

連から連帯のあいさつなされたことも、過去に例がなかったように思います。

9月4日には、JR大宮駅西口デッキで、浜矩子氏をはじめとする多くのゲストスピーカーを招いての総行動が実施され、通行人ではない純粋な参加者として、私の感覚でも数千人規模が集まりました。（主催者発表で1万人以上）、大宮駅前の集会として、これだけの大人数が集まつたのは、私にとって初めての経験でした。なお、本稿脱稿後の2015年12月11日には、小林節教授を招いての学習会が予定されており、今年の春ころには再度の大集会も企画されています。

4

安保法制をめぐる世論は、これまで必ずしも政治に強い関心を持つことのなかった層の人びとに對して、憲法とは何か、民主主義とは何かという問題意識を強く植え付ける機会となりました。そのこと自体は、決して悪いことではないはずです。しかし、憲法の本質に対する理解が不十分なまま、憲法のあるべき姿を議論することは、憲法が持っている本来の意味を失わせることに繋がりかねません。

現在の日本国憲法は、個人の尊厳を第一に掲げてその多様性を受け入れ、多様な個人の人権を守るために国家権力の行使を抑制する立場で作られています。これが立憲主義の考え方であり、過去の歴史から人類が学んできたものです。与党・政府は、現在の憲法を、為政者が正しいと考えるものを見直し、国民に憲法を守るよう強制する内容に作り替えることを目指しています。それはもう憲法ではなく、国が国民を縛り操るための道具に過ぎません。

5

私たちにも反省点はあります。私たちは、日本国憲法に国民主権、基本的人権、平和主義が明確に書き込まれていることにどこかで慢心し、それを深めていく努力を怠っていたのではないかでしょうか。投票率の減少、ヘイトスピーチなどはその現れだと思いますし、不戦は日本だけでは実現しない以上、不戦の環をもつと世界中に広めていく努力が必要だったのではないかでしょうか。日本国憲法は、国民に対して、憲法が保障する自由や権利を維持する「不断の努力」を求めています。これは、とても重く、厳しいことです。憲法が逆境に立たされている今、まさに「不断の努力」が私たちに求められています。

# 特集 2

## マイナンバー制度の学習会を担当して

2015年10月27日午後6時30分から、越谷市中央市民会館にて、『始まる前に知っておきたい マイナンバー制度』と題して、事務所学習会を開催しました。

この学習会は、当事務所と、日頃、懇意にさせていただいている埼玉東部会計事務所と共に開催し、税理士の立場と弁護士の立場、それぞれの立場から、マイナンバー制度について講演するというこれまでの学習会のスタイルとは異なる新しい企画となりました。まず、第1部として、税理士の天坂葉平先生から、「マイナンバー制度の概要」について、ご講演いただき、続いて、第2部として、私から、「マイナンバー制度の制度上の問題点」について、お話しさせていただきました。

学習会の開催時期がマイナンバーの通知カードの発送時期と重なったこともあり、事前のお問い合わせやご質問が多数寄せられました。学習会当日には、会場の定員が120名のところ、所員も含めると約150名の方がお越しになり、熱気溢れる学習会となりました。

天坂税理士からは、マイナンバー制度とは何か、マイナンバー制度の導入スケジュール、事業主としての対応方法などを明快にご講演いただきました。天坂税理士は、講師経験が豊富で、マイナンバー制度についても既に何度も講演依頼を受けてきたとのことで、とてもわかりやすい講演内容だったため、マイナンバー制度について、初心者の方でも十分に理解を深めていただけたことだと思います。

私は、マイナンバー制度によって、プライバシー権が侵害されるおそれがあること、不正利用のおそれがあること、国による個人情報の監視・監督のおそれがあることという3つの問題点に焦点を絞ってお話をさせていただいた後、対処法についても言及させていただきました。

マイナンバー制度は、究極的には、国が、「人」を「数字」に置き換える制度であり、一人一人の個人の尊厳を害するものです。この学習会をきっかけにして、今後の運用を含めて、注視していきたいと思います。

弁護士 小木 出

## 労働問題対談



田中浩介弁護士（K）と富田亮弁護士（R）が共同して取り組んでいる労働事件が2件あります。  
事件の内容や課題、労働問題に関する社会の動きとの関係などについて対談をしてもらいました。



K： 富田さんと田中の共同受任で、いま、2件労働事件を担当しています。1件はタクシー運転手の方の事件ですが、どのような内容でしょうか。

R： タクシー運転手の乗務は、勤務日の午前中から翌日朝方まで続きますので、1日8時間を超えて労働しますし、深夜労働も必ずあります。「残業手当」等の名目の支払いはあるのですが、残業した分より少ない金額しか支払われていないので、その足りない分を請求しています。また、最低賃金を下回っていることもあります。その不足分も請求しています。

K： 弁護活動をするにあたっての大変さはどうでしょうか？

R： 簡単なことなど何もありませんが、特に、膨大な資料を読みこなさなければならないことと、残業代の計算がややこしく、エクセルを使いこなさなければできないところが大変です。

K： 残業代の事件に限らず、パソコンというコンピューターを使いこなすということは、弁護士の仕事にとって重要ということですかね。

R： そうですね。

K： 事件の内容からは離れて、タクシー運転手の労働についてどのような問題を感じていますか。

R： 現在も、ほとんどのタクシー会社は、実質的には歩合制を採用しています。成果（売り上げ）が出ないと給料が減るとなれば、どうしても無理に仕事をしがちになるのではないかでしょうか。

K： 政治に目を向けると「時間ではなく成果で」という変なフレーズで、残業代を払わなくてよい場合を広げようという「法改正」（実際は改悪です）を目指す動

きがありますが、「時間ではなく成果で」という考え方の一つの問題点を示しているともいえると思います。

R： もう一つの事件は、呼吸器系の持病を持つ会社員の方が、余り休日も取れず、出勤すればほとんど残業があるという勤務を続けた後、海外出張中に亡くなつたため、「労災認定」を求めて行政訴訟をしています。

K： 長時間労働も問題なのですが、出張先では、その持病には大敵とされる大気汚染があったはずであり、その点を明らかにしたいのですが、いかに情報化社会とはいっても、外国のその場所で、まさにその日どうだったのかということを具体的に証明することは、なかなか難しいと感じます。

R： タクシー運転手の事件もそうですが、労働者のおかれた厳しい現実という生の事実を、いかに裁判官に真摯に理解してもらうか、ということも非常に重要なと考えています。また、脳や心臓の病気とは異なり、呼吸器系の病気は、職場でも見過ごされがちで、適切なフォローが得られないという問題もあるように思います。

K： おととし制定された過労死防止法では、脳・心臓の病気と精神疾患だけが対象とされていますが、働きすぎが原因で悪化する病気はそれだけではないので、過労死防止法の適用対象疾患についても、見直していく必要があると思います。

R・K： 裁判はまだまだ続きます。事件がよい解決に向かうようよう、さらに取り組みを深めていきたいです。

労働問題対談（弁護士田中浩介、弁護士富田亮）